

令和4年度 第3回

川口市農政審議会

会 議 資 料

川口市経済部

議題 1

第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）

骨子案について _____ 1

議題 2

川口農業ブランド制度第 10 期ブランド品となり得る農産物及び

生産者の情報提供について _____ 1

議題 3

川口農業ブランド制度第 10 期申請農産物に対する意見について ____ 3

議題 4

川口農業ブランド制度第 11 期ブランド品となり得る農産物の

生産者へのヒアリングの実施について _____ 3

議題 1

第2次川口市農業基本計画（都市農業振興計画）骨子案について

策定作業を進めている「第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」について検討を行う。（参照「別紙1」）

議題 2

川口農業ブランド制度第10期ブランド品となり得る農産物及び生産者の情報提供について

川口農業ブランド制度第10期認定における情報提供（推薦）を次のとおり行うものとする。

なお、当該情報提供の対象者については、令和4年8月までに実施した実地・聞き取り調査（ヒアリング調査）に基づき選出したものである。

※敬称略、順不同

	生産者	品目
1	肥留間 広幸	野菜（プチヴェール）
2	小林 進	花き（シャクナゲ）
3	中村 浩幸	野菜（株葱 坊主知らず）
4	田中 一吉	野菜（千両ナス）
5		野菜（埼玉青大丸ナス）

【参考】ヒアリング結果

- (1) 生産者 肥留間 広幸（鳩ヶ谷地域） ※認定農業者
品目 野菜（プチヴェール）
実施日 令和4年8月23日
内 容

肥留間氏は、40品目を超える野菜や米の生産を行っている。

生産にあたっては、販売先で競合しないよう、周りで作っていない品目や消費者の購買意欲が湧くような品目に着目し、挑戦している。

プチヴェールは、非結球性の芽キャベツで、ケールと芽キャベツの交配で生まれた新しい野菜である。

1つの株から100個程度の脇芽が収穫できるほか、外葉も食することができ、スムージなどに利用できる。

色鮮やかな見た目から、飲食店での需要があるほか、栄養価の高さから、健康野菜として注目されている。



(2) 生産者 小林 進 (安行地域)

品 目 花き (シャクナゲ)

実施日 令和4年8月23日

内 容 小林氏は、安行地域にて、約50年前からシャクナゲの生産を行っている。

鉢植えから高さ2mを超えるものまで取り扱い、きめ細かい栽培管理を行い、年間を通じての取引需要に対応している。

生産にあたっては、北風による枯死を防ぐため、周辺にベニカナメを植栽するなど、工夫を重ねている。



(3) 生産者 中村 浩幸 (新郷地域) ※認定農業者

品 目 野菜 (株葱 坊主知らず)

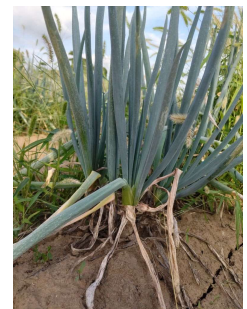
実施日 令和4年8月23日

内 容 中村氏は、新郷地域にて、長年、ネギ等の生産を行っている。

株葱は、分けつ性のネギで、1株から2~8本に分けつする。収穫期が長いため、夏葱と冬葱の出荷期の合間、ネギがあまり出回らない時期に収穫し出荷することができる。また、葱坊主(花)ができにくいことから、硬くなりにくく、食味が保たれる特性がある。

生産にあたっては、こまめな除草や、複数の植え付け方法をとるなど、栽培管理に工夫を重ねている。

その他 推奨第22号 葱(夏葱) 認定済



(4) 生産者 田中 一吉 (神根地域)

品 目 野菜 (千両ナス)

実施日 令和4年8月23日

内 容 田中氏は、神根地域において、1996年から緑化産業、2006年から野菜生産に従事している。

生産にあたっては、ブランド先進地域である栃木県那須地域の「那須の美ナス」生産者に師事し、高品質・長期多収穫の栽培方法を活かした肥培管理を行っている。

また、化学肥料の使用を極力控え、自家生産しているコメのもみ殻、ヌカ、たい肥等の有機質を活用した土づくりを行っている他、最大3mに徒長する苗に対応するため、ハウス用金属パイプを支柱に使用している。

昨年度は、1本あたり平均60kg収穫、6月から12月初旬まで長期間収穫をした。

果実は、収穫適期に速やかに収穫していることから、果皮が薄く、あくが少ない。販売は、自宅及び川口ハイウェイオアシスで行っている。



(5) 生産者 田中 一吉 (神根地域)

品 目 野菜 (埼玉青大丸ナス)

実施日 令和4年8月23日

内 容 埼玉青大丸ナスは、かつて埼玉県中部で栽培されていた伝統野菜で、果実は緑色で巾着型、重さが400g前後で大きい。果肉はやや硬めで、煮物等加熱料理に適している。

生産にあたっては、千両ナスと同様の土づくりを行っている。

当該品種は、実生苗である他、生育温度が25～35度であることから、一般的なナスよりも管理が難しい。また、原種に近いことから棘が多く、革手袋をして作業をしている。



議題3

川口農業ブランド制度第10期申請農産物に対する意見について

川口市長からの要請に基づき、下記の川口農業ブランド制度への申請について、次のとおり意見するものとする。

※7月21日付で書面にて意見照会済

※敬称略

	申請者 (所属団体)	分類	名 称	申請区分	
1	高橋 悟 (新井宿駅と地域まちづくり協議会)	野菜	アイスプラント	認定替	川口農業ブランド品
2	高橋 悟 (新井宿駅と地域まちづくり協議会)	野菜	ケール	認定替	川口農業ブランド品

意見：川口農業ブランド制度第10期申請2件の申請内容について、特筆する意見なし

議題4

川口農業ブランド制度第11期ブランド品となり得る農産物の生産者へのヒアリングの実施について

川口市長からの要請に基づき、各委員に情報提供 (推薦) を依頼し、情報提供された生産者に対して実地・聞き取り調査 (ヒアリング調査) を実施するものとする。

ヒアリング調査実施予定：令和4年11月頃

第 2 次川口市農業基本計画 (川口市都市農業振興計画)

骨子 (案)

令和 4 年 (2022 年) 9 月

表紙裏（白紙頁）

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	2
4 都市農業をめぐる情勢の変化.....	2
5 計画改訂の視点.....	4
第2章 川口市の農業の現状と課題.....	6
1 川口市の農業をとりまく現状.....	6
(1) 統計データ.....	6
(2) アンケート調査結果.....	11
(3) ヒアリング調査結果.....	17
2 川口市の農業の課題.....	19
第3章 将来像・施策の体系.....	20
1 目標とする将来像.....	20
2 4つの基本方針.....	21
3 基本施策について.....	22
4 施策の体系.....	23
第4章 施策の展開.....	24
1 基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上.....	24
2 基本方針Ⅱ 次世代につなぐ、持続的な農地の保全と活用.....	26
3 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しみ・守る.....	28
4 基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出.....	30
第5章 計画の実現に向けて.....	31
1 計画推進の方針.....	31
(1) 情報の受発信・共有.....	32
(2) 地域資源の有効活用.....	32
(3) 連携・協力による推進.....	33
2 計画の進行管理.....	34
(1) 進行管理の体制.....	34
(2) 進行管理の進め方.....	34

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本市では、平成23年（2011年）に、本市農業のビジョンを明確にし、農業振興策を総合的かつ計画的に推進するため、「川口市農業基本計画」を策定しました。その後、都市農業振興に向けた地方計画の策定努力義務化など、都市農業をめぐる状況変化を受け、平成30年度（2018年度）に「川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)」(以下、「前計画」と言う。)としてこれを改訂し、これまで様々な農業振興策の推進を図ってきました。

平成27年（2015年）制定の「都市農業振興基本法」により、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと都市の中で積極的に位置づけられるようになりました。その後、平成29年（2017年）の「生産緑地法」の改正、平成30年（2018年）の「都市農地の貸借円滑化法」の制定と、都市農地の保全・活用に向けた制度も整いつつあります。しかしその一方で、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少など、本市農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

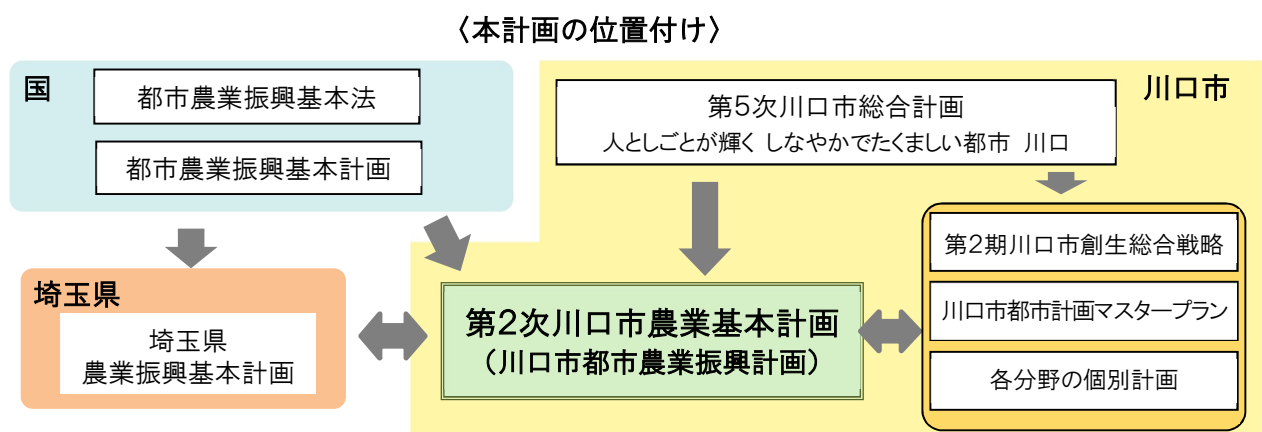
市民からは、新鮮で安全な農産物の供給の場としてはもちろん、環境保全、景観形成、農業体験、防災など、農地が持つ多面的な機能が評価されるようになってきており、農業に対する関心も高まっています。

本計画は、前計画期間の満了を受け、このような農地や農業に関する期待・役割の変化などに対応できる、新たな本市農業の指針となる将来像や取組を示すことを目的として策定しています。

2 計画の位置付け

本計画は、国の法律や計画、県の計画や方針等をふまえつつ、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画」（平成28～令和7年度（2016～2025年度））をはじめ、他の関連計画とも整合した本市農業の総合的な振興を目指す計画です。

都市農業振興基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義していますが、本市は三大都市圏特定市に該当し、市内全域が都市化の影響を顕著に受けていることから、市内で行われる農業全てを都市農業と捉え、本計画を都市農業振興基本法第10条に定められた「地方計画」として位置付けます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。計画期間中には、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

4 都市農業をめぐる情勢の変化

都市農業振興基本法の成立を契機として、都市農業をめぐる情勢は大きく変化しています。

(1) 都市農業振興基本法（平成27年4月施行）

都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。同法に基づき平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、都市に「あるべきもの」と位置づけました。

都市農業振興基本計画では、施策の方向性として以下の3つが掲げられています。

都市農業振興基本計画

- ①都市農業の担い手の確保
- ②都市農業の用に供する土地の確保
- ③農業振興施策の本格的展開

市街地やその周辺の地域で行われる都市農業には、さまざまな機能が期待されています。

都市農業のさまざまなはたらき

 <p style="text-align: center;">景観形成 まちなみを良くするはたらき</p>	 <p style="text-align: center;">交流・レクリエーション 交流を生むはたらき</p>	 <p style="text-align: center;">食育・教育 食を学ぶはたらき</p>
 <p style="text-align: center;">地産地消 地域の食料をつくるはたらき</p>	 <p style="text-align: center;">環境保全 環境を守るはたらき</p>	 <p style="text-align: center;">防災 防災に役立つはたらき</p>

参考：農林水産省 平成26年度「農」のある暮らしづくり支援対策事業

(2) 生産緑地法（平成 29 年 5 月一部改正）

生産緑地制度は、良好な生活環境の確保のため、市街化区域内の農地を所有者の申出により都市計画に定め、建築行為などを規制することで都市農地の計画的な保全を図る制度です。

〈主な改正内容〉

- 指定下限面積要件の緩和（区市町村の条例により、指定面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上に引き下げ可能）
- 農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能
- 生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出が可能となる期日を 10 年延長することができる特定生産緑地制度の創設

また、生産緑地法などの一部改正に併せて、生産緑地の一団要件や追加・再指定などの基準を定めた都市計画運用指針が改正されました。

(3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 9 月施行）

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることによって、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展や都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に制定されました。

〈主な内容〉

- 生産緑地のみを対象とした貸借の制度であり、貸借期間が終了すると所有者に生産緑地が返還される。
- 相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借が可能になった。
- 貸借期間中に相続が発生したときには、生産緑地の相続人は貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受けることができる。

(4) 農業経営基盤強化促進法（令和 4 年 5 月改正法公布）

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することで、農業の健全な発展に寄与することを目的に制定されました。

〈主な改正内容〉

- 市町村が農業者、農業委員会、農地バンク等との話し合いを通じて、地域の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定
- 農地バンクへの貸付け等の促進による農地の集約化
- 農地の取得に係る下限面積要件を廃止する等の措置による人の確保・育成

(5) SDGs・持続可能な社会への関心の高まり

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続的社会的構築に向けた、2030 年までに達成すべき国際的な目標として、2015 年の国連サミットで採択されました。SDGs は、広範にわたる社会的なニーズに取り組むとともに、気候変動や環境問題などにも取り組む必要があることを認識しています。

本市においても、国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示した「SDGs日本モデル」に賛同しています。

17の持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画改訂の視点

本市では、前計画に基づき、認定農業者への支援や川口農業ブランドの取組支援、市役所マルシェや学校給食への農産物利用など地産地消の推進、農地情報の収集・提供（農地バンク制度）、生産緑地の指定面積要件の引き下げなどの取組を進めてきました。

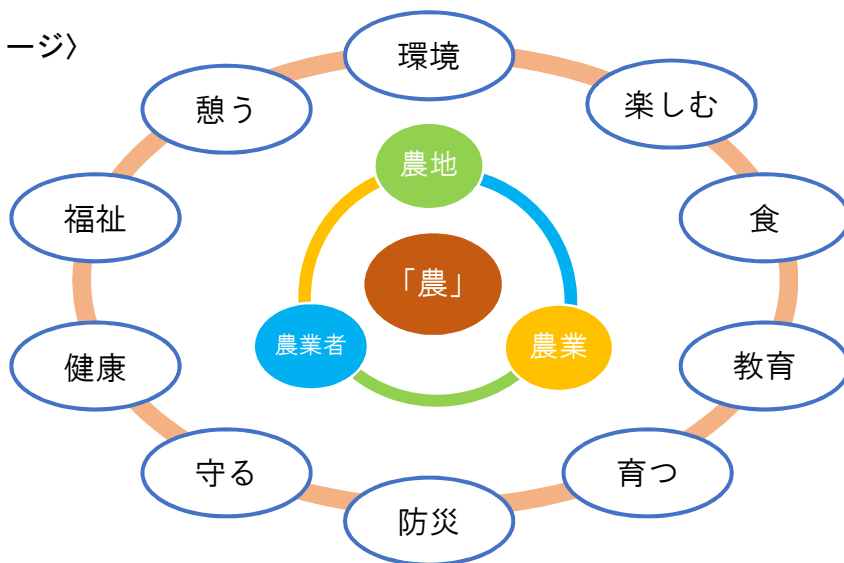
計画改訂にあたっては、社会経済情勢の変化などをふまえ、主に以下のような視点から改訂を行います。

〈計画改訂の視点〉

- ◆ 農業者ニーズ・市民ニーズを取り入れた計画とする。
- ◆ 法制度の改正をふまえ、都市農業に期待される役割や機能などに対応した計画とする。
- ◆ 都市農業の振興とともに、本市のまちづくりに資する農業振興計画として策定する。
- ◆ 人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な計画とする。
- ◆ SDGsなど環境問題への取組や意識の高まりに呼応した計画とする。

また、本市の農業振興のあり方については、産業としての農業の振興とともに、都市農業の多面的な機能を発揮することで、都市と農地が共存する「豊かな暮らし」の実現につながることを基本的な考え方とします。

〈川口市の農業振興のイメージ〉



第2章 川口市の農業の現状と課題

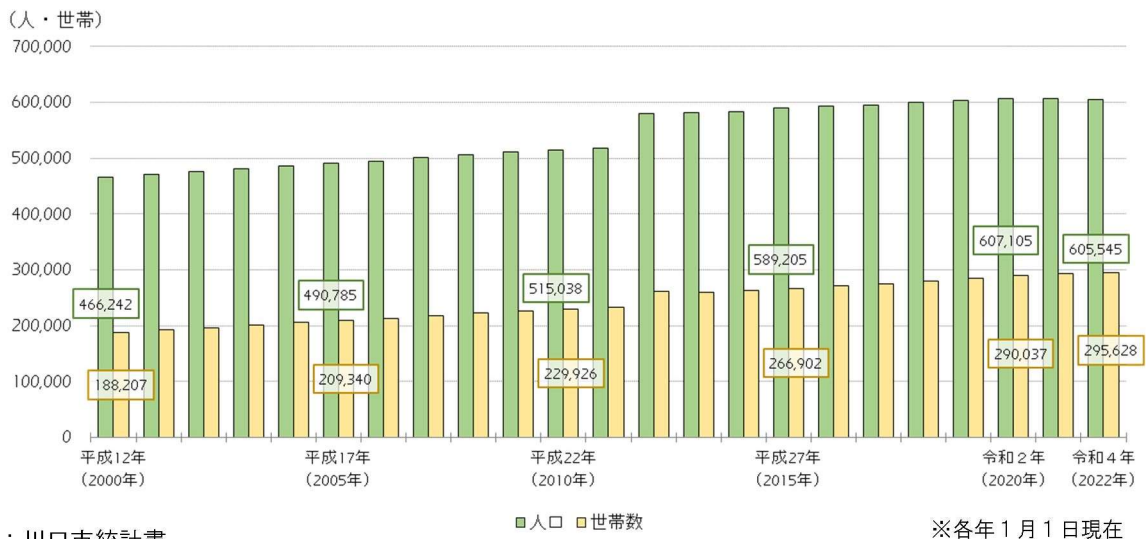
1 川口市の農業をとりまく現状

(1) 統計データ

① 人口・世帯数

本市の人口および世帯数は、令和4年(2022)年1月1日現在で605,545人、世帯数は295,628世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にあります。人口は令和12年、世帯数は令和17年をピークに減少に転じるものと推計されています。

人口・世帯数の推移



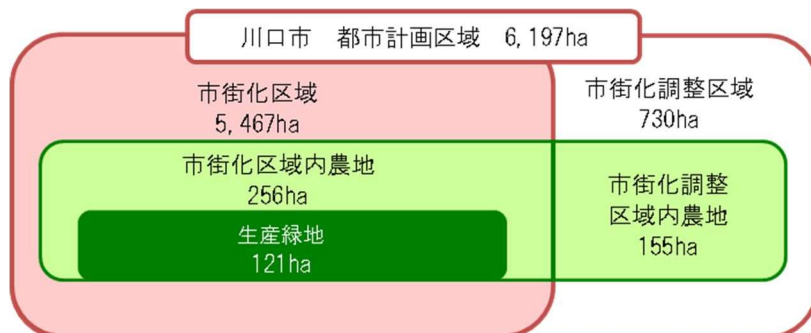
② 農地の状況

(ア) 都市計画区域

本市の都市計画区域面積は6,197haです。そのうち、市街化区域は5,467haで約88%、市街化調整区域は730haで約12%を占めています。

令和4年(2022年)4月1日現在の市街化区域内農地は256ha、そのうち生産緑地地区は約47%の121haであり、市街化調整区域内農地は155haとなっています。農地は年々減少しており、平成21年(2009年)と比較すると、生産緑地は約15%、市街化調整区域内農地は約21%減少しています。

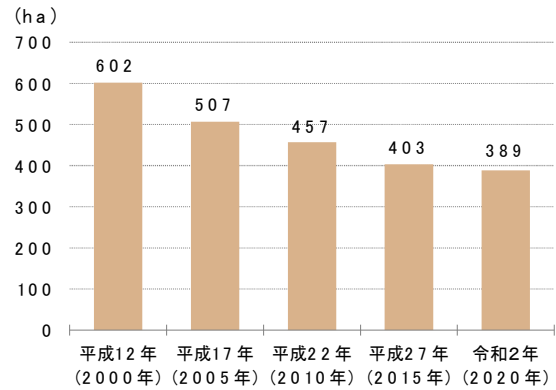
川口市の都市計画区域区分 (令和4年4月1日現在)



(イ) 経営耕地面積

令和2年(2020年)の経営耕地面積は389haです。20年前の平成12年(2000年)の経営耕地面積(602ha)と比べると、約35%(213ha)減少しています。

経営耕地面積の推移



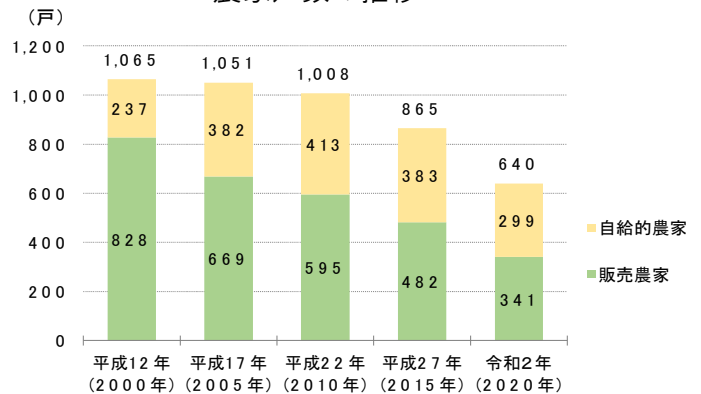
出典：農林業センサス

③ 農業者の状況

(ア) 農家戸数

令和2年(2020年)の農家戸数は640戸(販売農家341戸、自給的農家299戸)であり、この20年間で約40%減少しています。

農家戸数の推移



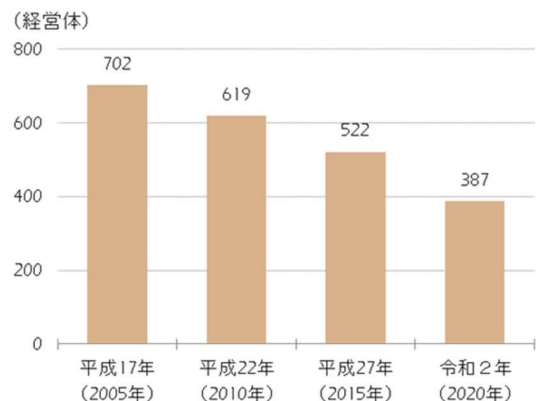
出典：農林業センサス

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(イ) 農業経営体数

令和2年(2020年)の農業経営体数は387経営体であり、この15年間で約45%減少しています。

農業経営体数の推移



出典：農林業センサス

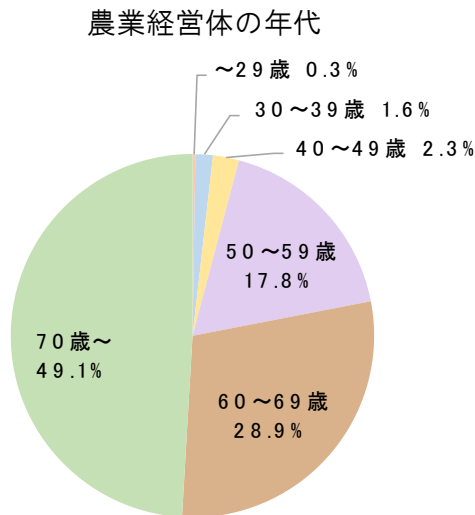
※平成12年までは農業経営体の調査項目なし

農業経営体：
 経営耕地面積が30a以上の規模の農業、又は農作物の作付面積・栽培面積が定められた基準以上の農業、または農作業の受託事業を行うもの

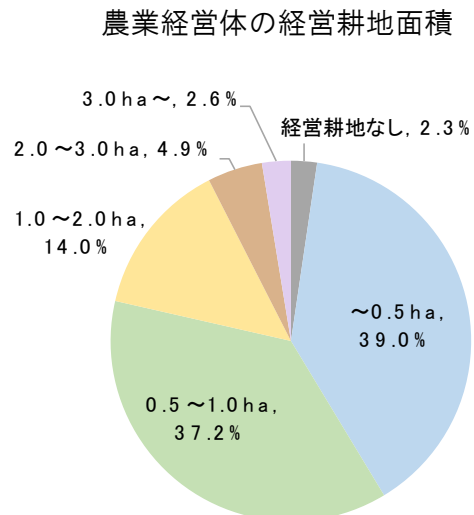
(ウ) 農業経営体の年代と経営耕地面積

農業経営体の年代をみると、387経営体のうち、約半分を70歳以上が占め、60歳以上は約78%となっています。

経営体を経営耕地面積別にみると、「0.5ha未満」が最も多く約39%（151経営体）、次いで、「0.5～1.0ha」が約37%（145経営体）と、面積規模が小さい農業経営体が多くを占めています。



出典：2020年農林業センサス

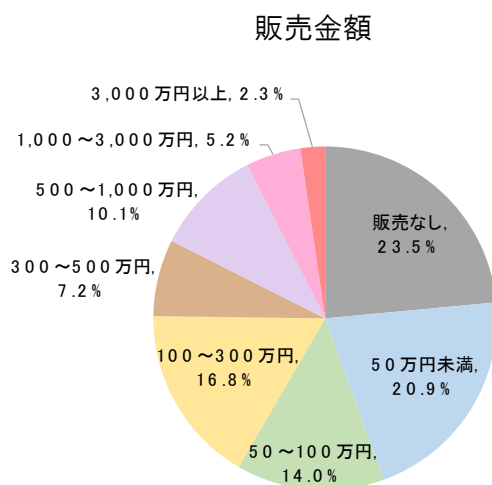


出典：2020年農林業センサス

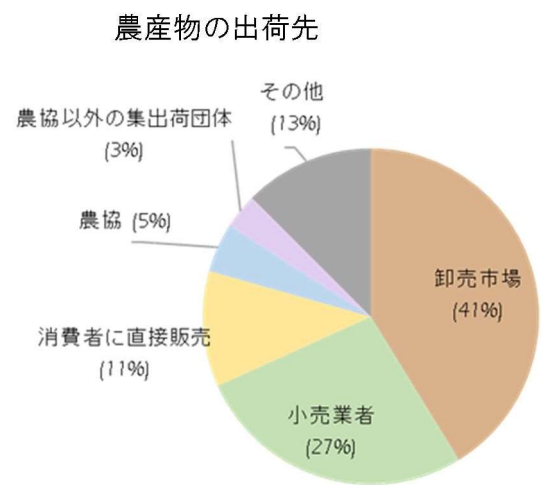
(エ) 農業経営体の販売金額と農産物の出荷先

387経営体のうち、販売金額が「500万円以上」の農業経営体は約18%（68経営体）あります。一方、「販売なし」が約24%（91経営体）、「50万円未満」が約21%（80経営体）であり、全体としては小規模な経営体が多くを占めています。

販売実績がある農業経営体（296経営体）について、農産物の出荷先（売上1位の出荷先）は、「卸売市場」が約41%（122経営体）、小売業者が約27%（80経営体）、消費者への直接販売が約11%（33経営体）などと続いています。



出典：2020年農林業センサス



出典：2020年農林業センサス

(オ) 後継者の状況及び今後の経営形態・離農の意向

農地基本台帳に登録のある農業者（1,081戸）のうち、後継者がいない農業者が約46%（502戸）を占めています。また、今後の経営形態の意向については、「専業農家」が約5%（58戸）、「第1種兼業農家」が約12%（124戸）などであり、離農の意向が約20%（219戸）を占めています。

現在と比較すると、経営の縮小や離農が進むことが予想されます。

	戸数	割合
後継者が就農している	148戸	13.7%
後継の就農予定者がいる	227戸	21.0%
後継者がいない	502戸	46.4%
無回答	204戸	18.9%
合計	1,081戸	100.0%

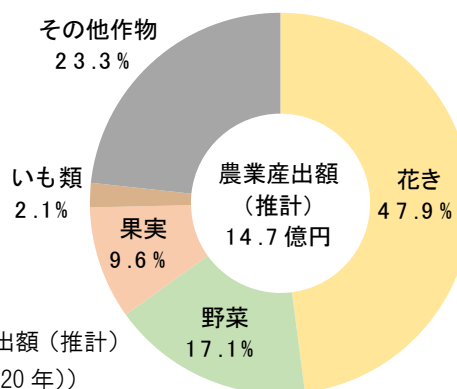
経営形態	現在		今後の意向	
	戸数	割合	戸数	割合
専業農家	109戸	10.1%	58戸	5.4%
第1種兼業農家（農業所得が主）	164戸	15.2%	124戸	11.5%
第2種兼業農家（農業所得が従）	784戸	72.5%	441戸	40.8%
離農したい			219戸	20.3%
無回答	24戸	2.2%	239戸	22.1%
合計	1,081戸	100.0%	1,081戸	100.0%

出典：市農地基本台帳
（令和3年（2021年））

④ 農産物生産の概況

(ア) 農業産出額

本市農業による産出額は、約14.7億円であり、内訳は、「花き」が約7億円、「その他作物（庭園樹苗木等）」が約3億円と、緑化産業の産出額が多くを占めています。



出典：市町村別農業産出額（推計）
（令和2年（2020年））

(イ) 作目ごとの農地利用面積

農地基本台帳に登録のある農業者（1,081戸）の作目ごとの農地利用面積は、「植木畑」が約56%（277ha）と最も大きく、次いで「露地野菜」が約18%（90ha）、花木畑が約12%（60ha）、水稻が約4%（18ha）などとなっています。

経営戸数は、「露地野菜」が約57%（616戸）と最も多く、次いで「植木畑」が約54%（578戸）、「花木畑」が約17%（182戸）などとなっています。

作目等	農地利用面積 （合計：494.3ha）		経営戸数 （1,081戸）	
	面積	割合	戸数	割合
植木畑	277.2ha	56.1%	578戸	53.5%
露地野菜	89.6ha	18.1%	616戸	57.0%
花木畑	59.9ha	12.1%	182戸	16.8%
水稻	18.4ha	3.7%	46戸	4.3%
休耕地	15.1ha	3.1%	81戸	7.5%
施設用地	11.3ha	2.3%	69戸	6.4%
貸付地	4.4ha	0.9%	32戸	3.0%
果樹	4.3ha	0.9%	19戸	1.8%
市民農園	3.2ha	0.6%	17戸	1.6%
苗木	2.3ha	0.5%	5戸	0.5%
盆栽	0.9ha	0.2%	3戸	0.3%
施設野菜	0.7ha	0.1%	15戸	1.4%
その他	7.2ha	1.5%	39戸	3.6%
無回答			77戸	7.1%
合計	494.3ha	100.0%	1,081戸	100.0%

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

※「作目等」は、主要な作目等について5つまで複数回答可

※農地基本台帳に登録のある農業者に対し実施した調査結果であり、
農林業センサスの経営耕地面積の数値とは一致しない

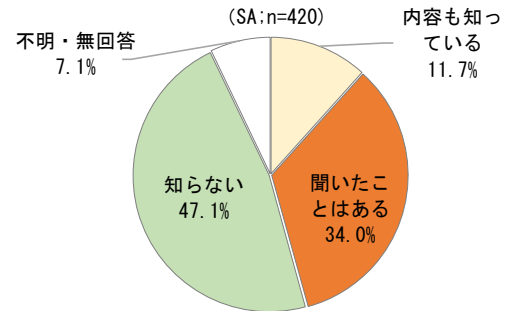
(2) アンケート調査結果

① 農業者アンケート

(ア) 今後の担い手や労働力の確保、農地について

- 農業後継者の支援策として「農業に関する情報提供」などが求められています。
 - ・ 後継者の支援方策として「農業に関する情報提供」が最も多く約 24%、「農業に関する経営指導」「農業技術指導」が約 20%となっています。
- 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(生産緑地の貸借に係る新たな仕組み)はほとんど知られていません。
 - ・ 「内容も知っている」は約 12%にとどまり、「聞いたことはある」が 34%、「知らない」が約 47%となっています。
- 農地の流動化が進む可能性があります。
 - ・ 今後の農地利用の規模の意向は、「拡大」が約 3%、「現状維持」が約 52%、「縮小」が 23%であり、縮小意向の農業者のうち農地の貸借や売却意向のある人が約 39%となっています。
- 相続発生時に農地が減少する可能性が高くなっています。
 - ・ 相続が発生した場合の対応について「農地を処分して対応する」が最も多く約 45%、「農地以外の宅地(アパートや駐車場など)を処分して対応する」が 19.8%、「土地は処分せずに対応する」が 13.8%、「相続税の納税猶予の適応を受けて対応する」が 16.7%などとなっています。

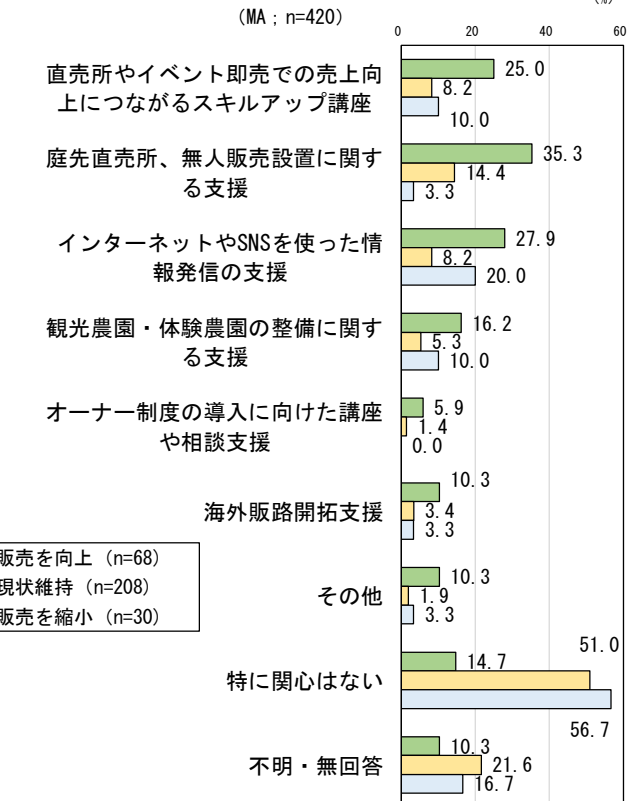
生産緑地の貸借に係る新たな仕組みの認知



(イ) 販売拡大意向・販路等について

- 販売(売高)を伸ばしたい農業者は、販促用パンフレット等の作成、庭先直売所、無人販売設置に関する支援といった取組に関心が高くなっています。
 - ・ 「販売(売高)を伸ばしたい」が約 16%、現状維持が約 50%となっています。
 - ・ 花き、造園を中心とした経営で販売を伸ばしたいと考えている農業者のうち、約 45%が販路拡大に向けた販促用パンフレット等の作成に関心(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計)があります。
 - ・ 「販売(売高)を伸ばしたい農業者」が関心のある支援は「庭先直売所、無人販売設置に関する支援」が約 35%、次いで「インターネットやSNSを使った情報発信の支援」が約 28%、「直売所やイベント即売での売上向上につながるスキルアップ講座」が 25%となっています。

販路拡大、売り上げ額アップに係る関心のある支援事業



(ウ) 多様な連携「農ある暮らし」や川口農業の新しい価値の創出について

■ 本市緑化産業のPR方策として、花き、造園を中心とした経営をする農業者の約41%が「『花き』を中心とした『植物』+『衣』『食』『住』を組み合わせた暮らし方の提案」に関心を持っています。

・ 「『花き』を中心とした『植物』+『衣』『食』『住』を組み合わせた暮らし方の提案」が約41%、「緑に囲まれた中で飲食を楽しめるカフェなどの空間づくり」が約27%などとなっています。

■ 「市民農園・体験農園」「野菜・果樹農業体験」「福祉施設等との連携」などによる農業の新しい価値創出の関心が高くなっています。

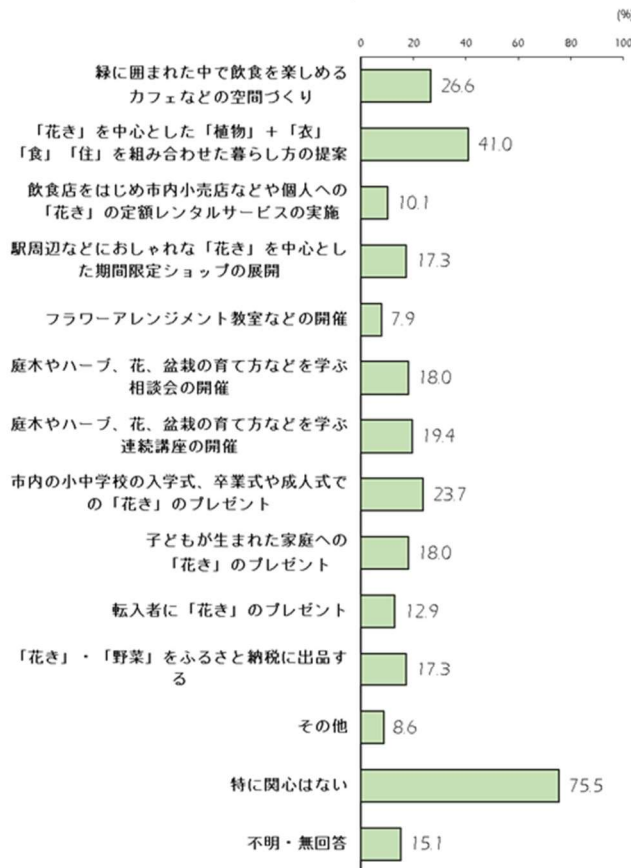
・ 「市民農園・体験農園」が最も多く約12%、とりわけ「販売縮小意向の農業者」で多くなっています。

・ 「販売を(売高)を伸ばしたい農業者」では、「野菜・果樹の農業体験」「高齢者、障害がある方やひきこもりの方などの『健康』『生きがい』『社会とのつながりづくり』を目的とした取組」が多くなっています。

・ 障害者福祉施設等と連携した障害のある人への作業委託などの取組についての関心が約20%（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）となっています。また、「販売(売高)を伸ばしたい農業者」でその関心は高くなっています。

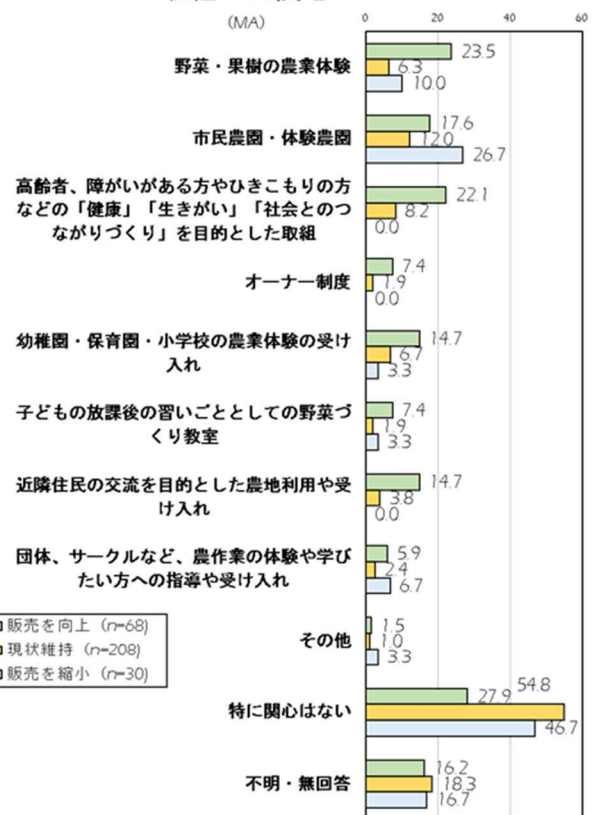
川口緑化産業をPRする取組への関心

(MA: n=420)



農業体験、体験農園、直売などの取組への関心

(MA)



※ 農業者アンケートは、川口市内の農業者 1,077 名（農地基本台帳に登録のある農業者）に令和 4 年 7 月 7 日～21 日を調査期間として実施。420 件（回収率 38.9%）の回答をいただきました。

② 市民アンケート

(ア)「農」や「食」に関する取組の現状

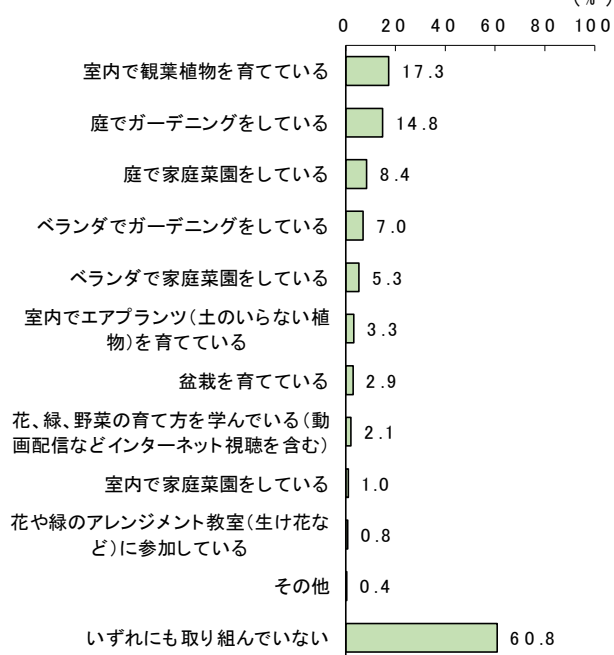
■ 約4割の人は、ガーデニングや家庭菜園など、日常生活で「農」や「食」に関する積極的な行動をとっています。

- ・ 室内で観葉植物を栽培している人は約17%、庭でガーデニングをしている人は約15%おり、庭での家庭菜園も約8%の人が取り組んでいます。

■ 「野菜」や「果物」、「花」は7割以上の人が市内産の購入意向を示しています。

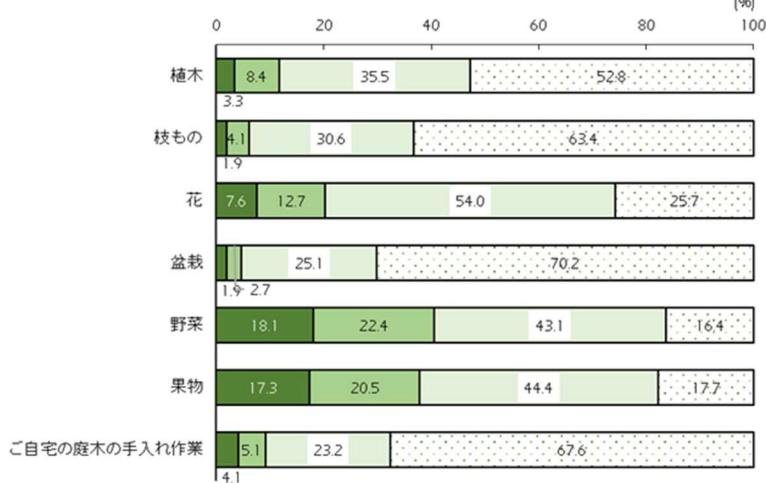
- ・ 「植木」は約47%、「枝もの」は約37%、「盆栽」は約30%、「ご自宅の庭木の手入れ作業」は約32%の人に、市内産の購入意向（サービス利用意向）が見られます。

普段の生活の中で「農」や「食」に関することに取り組んでいるもの (MA; n=513) (%)

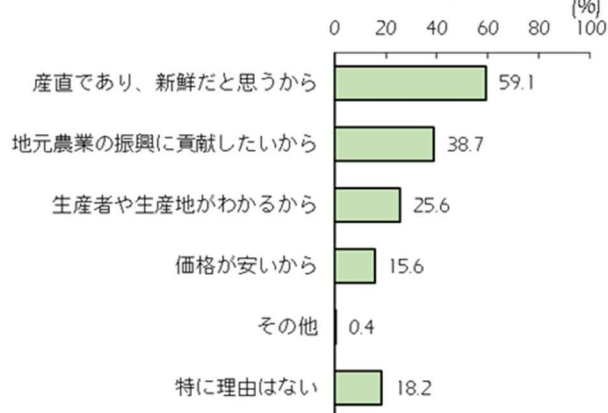


■ 市内産の購入理由は、「新鮮さ」や「地元農業の振興への貢献」が多くなっています。

川口市内で作られた農産物の購入意向・サービスの利用意向 (SA; n=513) (%)



川口市内で作られた農産物を購入したい理由・サービスを利用したい理由 (MA; n=450) (%)



■ぜひ購入(利用)したい ■できるだけ購入(利用)したい
□時々であれば、購入(利用)したい □購入(利用)したくない

(イ) 「農」や「食」に関する関心や関わり意向

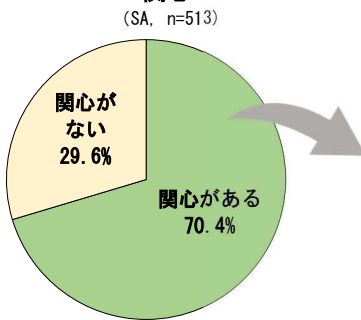
■ 7割以上の方が、「農」や「食」に関する暮らし方に関心を示しています。

- ・ 「緑あふれる農空間で休憩や散歩ができる暮らし」が約52%と最も多く、「マルシェや直売所など、作り手がわかる花や野菜を購入する暮らし」が約49%、「作り手がわかる農家レストラン・カフェなど、飲食店が身近にあり、利用する暮らし」が約41%となっています。

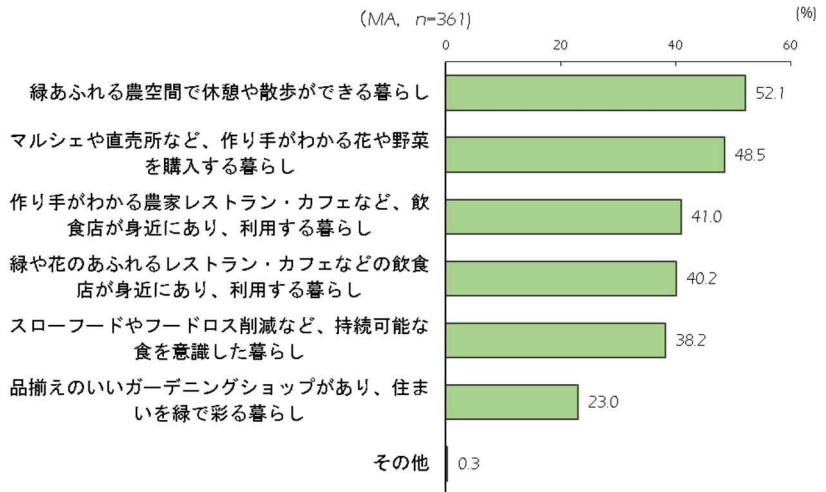
■ 半数の人が、「農」や「食」に関する取組に参加したいと思っています。

- ・ 参加意向が多い取組は「子どもの自然・環境教育のための体験イベント」が最も多く約32%、「野菜の作り方、育て方などを、専門相談員や農家さんに気軽に聞ける相談会」が約30%、「野菜や庭木、ハーブ、花、盆栽の作り方や育て方を専門相談員や農家に聞ける相談会」が約28%となっています。

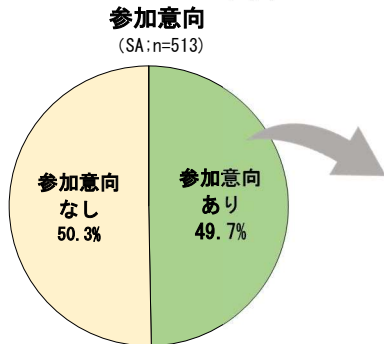
「農」を身近に感じる暮らし方への関心



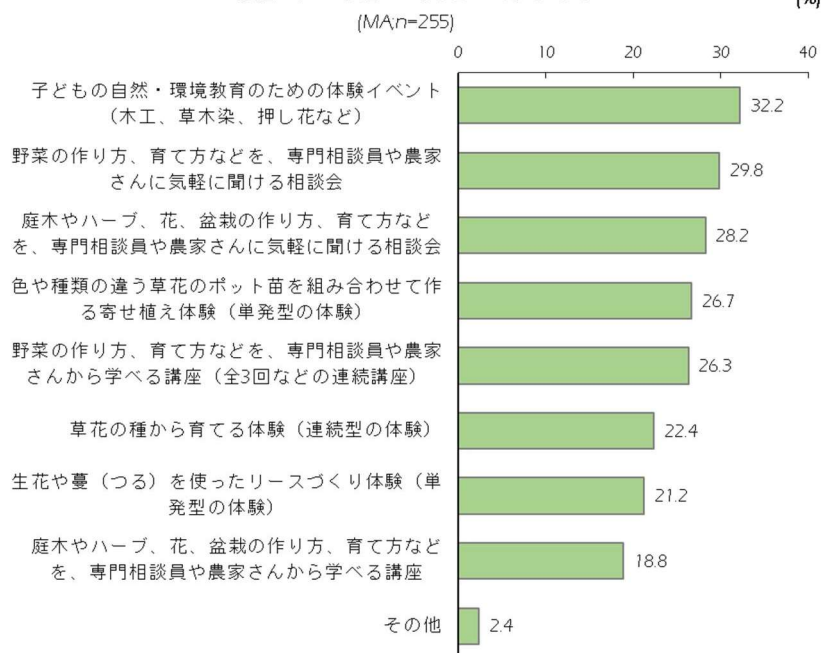
「農」を身近に感じる暮らし方で関心のあること



「農」や「食」に関する取組への参加意向

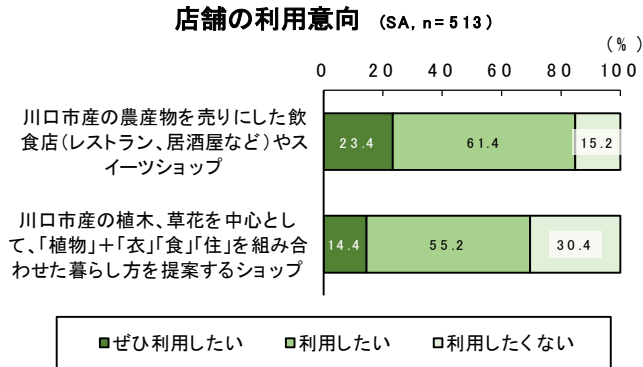


「農」や「食」で関心のある取組

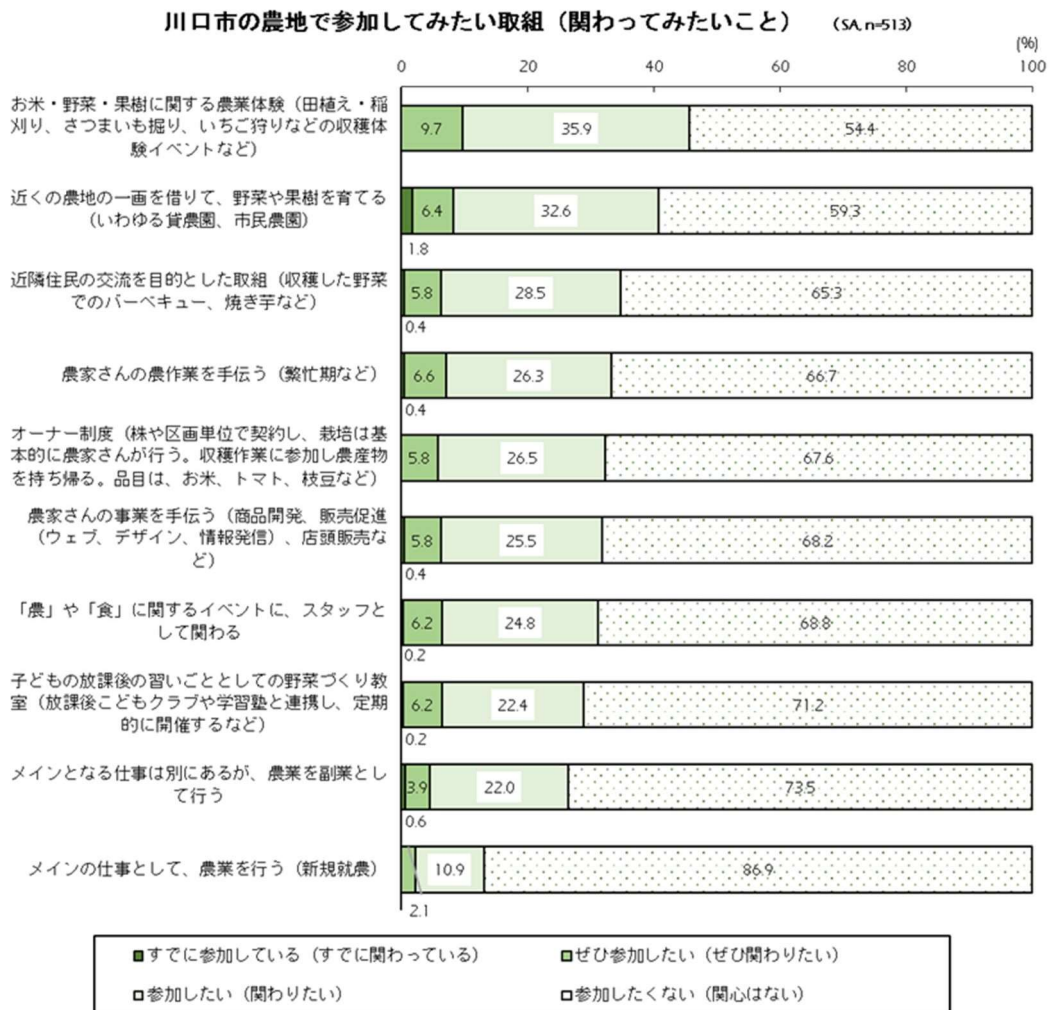


■ 市内産農産物を売りにした飲食店は非常に需要があります。

- ・ 市内産の農産物を売りにした飲食店（レストラン、居酒屋など）やスイーツショップの利用意向は約 85%と非常に高くなっています。
- ・ 市内産の「植物」と「衣食住」を組み合わせたライフスタイルショップも約 70%と高くなっています。



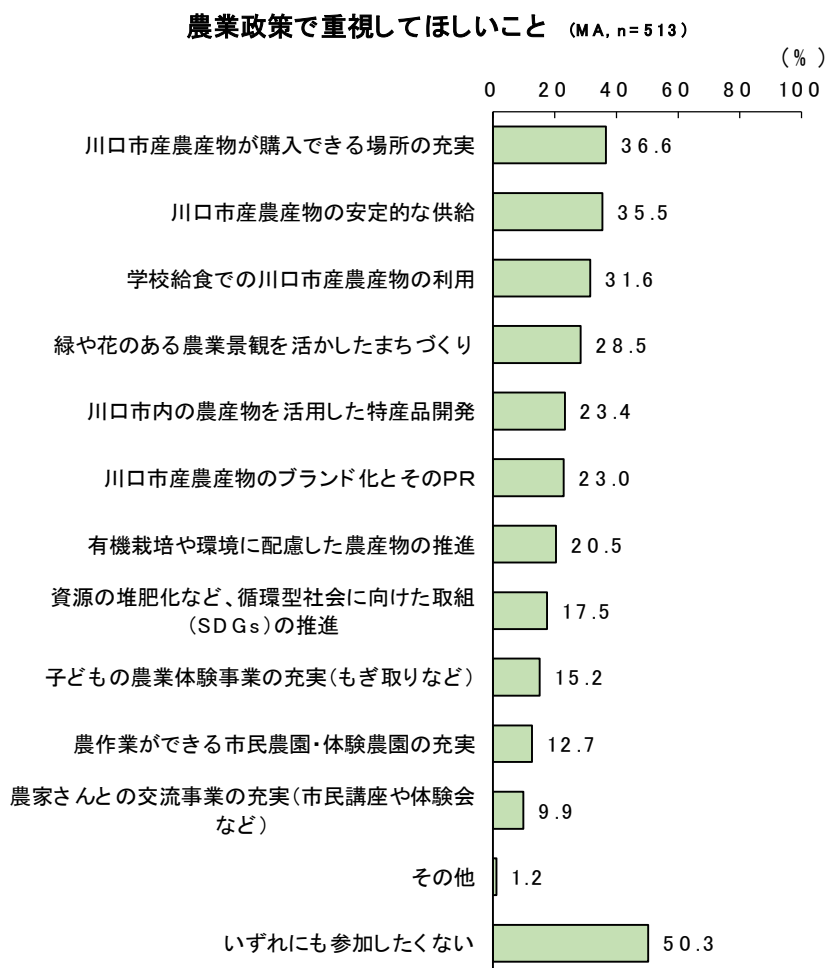
■ 多くの人が、農業体験や貸農園・市民農園、近隣住民の交流を目的とした取組など、農地を利用した様々な取組に参加したいと思っています。



(ウ) 農業政策で重視すること

■ 地元産農産物の購入場所の充実や安定供給、学校給食での利用などを求める声が多くなっています。

- ・ その他、「緑や花のある農業景観を活かしたまちづくり」、「市内農産物を活用した特産品開発」、「市内農産物のブランド化・PR」、「環境に配慮した農産物の推進」なども2割以上の人が求めています。



※市民アンケートは、令和4年7月に川口市民を対象としてインターネットで実施。「20～34歳」「35～49歳」「50～64歳」「65歳以上」の4区分と性別を可能な限り均等に抽出し、513件の回答をいただきました。

	男性				女性				合計
	20-34歳	35-49歳	50-64歳	65歳以上	20-34歳	35-49歳	50-64歳	65歳以上	
人数	62	65	67	66	65	63	63	62	513
割合	12.1%	12.7%	13.1%	12.9%	12.7%	12.3%	12.3%	12.1%	100.0%

(3) ヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、農業者と関係団体等（緑化・農業関連団体、飲食関係者、消費者関連団体）を対象にヒアリング調査を行いました。調査の主な結果については、以下のとおりです。

① 農業者ヒアリング

(ア) 経営

- ・ 相続の際に負担が大きく、農業を辞めるケースが多い。
- ・ 以前と比べて生産物の単価が下がっているため、以前と同程度の収入を確保することが困難になってきている。
- ・ 販路を広げたいが、家族経営では農作業をしながら販売や流通に人手を割く余裕がない。
- ・ 植木は毎年市場ニーズの変化があり、先を読むのが難しい。

(イ) 農地・担い手

- ・ 農地を広げたい農業者もいると思うが、農地の賃借料の高さや、近くにまとまった農地がないという課題がある。
- ・ 野菜栽培は除草に手間がかかり、高齢になると作業が厳しくなってくるため、比較的手間のかからない果樹に変えれば営農継続・農地保全につながると思う。
- ・ 農地保全のためには、農業に対する市民の理解が大切であると思う。

(ウ) 「農」と暮らし

- ・ 農業体験は子どもたちに喜んでもらえて、自分としても楽しいと感じる。
- ・ 園芸講座をWEB開催するなどコロナ禍で新しいことを試みたところ、反響があった。
- ・ マンション住まいの子育て世代にアピールできる食や緑の提案ができるとうい。

(エ) 連携・協力

- ・ 市内の飲食店や学校の給食などと連携した取組ができるとよい。
- ・ お互いにとってメリットがある形であれば、福祉部門との連携も考えられる。
- ・ 異業種との接点を持てるような場があるとよい。
- ・ 新しい法制度など、必要な情報が農業者に充分に行きわたっていないと感じる。

② 関係団体ヒアリング

(ア) 経営

- ・川口産農産物を購入したいと思っても、情報が少なく、どこで購入できるかわからない。
- ・川口産農産物を仕入れる際、農業者側には配送する人手がなく、流通をどうするかということが大きな課題である。
- ・農業者がある程度まとまって川口市の特産物を育てるという試みがあってもよいと思う。

(イ) 農地・担い手

- ・農地面積が小さいのであれば、ハーブやスパイスなど高価値となるような農産物を栽培してみてもどうか。
- ・担い手の確保の面からも、楽しくやりがいがある農業のイメージがつけられるとよい。

(ウ) 「農」と暮らし

- ・野菜の栽培、植木の剪定、花の育て方など、農業者から学びたい市民は多いと思う。
- ・子どもたちが自宅の庭やベランダで野菜を育てる体験ができると素晴らしい。
- ・市の北部にしか直売所がないため、南部にも直売所があると売れるのではないかと。

(エ) 連携・協力

- ・食育やフードロスといった、教育や環境問題とも連携できるとよいと思う。
- ・農業者と飲食店が連携した取組として、収穫体験の参加者が収穫した農産物をレストランで調理し提供することなども考えられる。
- ・川口産農産物を使った料理の提供などの協力は可能である。

2 川口市の農業の課題

アンケート調査やヒアリング調査の結果等をふまえ、本市農業の主な課題を整理すると、以下のとおりです。

① 経営面での安定・強化

大消費地に隣接する本市では、流通のメリットを活かし、伝統的な植木をはじめとする花きに加えて、野菜・果樹など多様な農産物を生産しています。

こうした強みを活かしつつ、農業者の生計を支える経営面での安定・強化に向けた取組が課題です。

特産品などの開発とともに、販路の拡大や新たな市場の広がりなど、流通・マーケットなども含めた取組が求められています。

② 農地や担い手の減少への対応

相続を契機に農地の減少とともに農業の担い手が減少する傾向は、本市農業も例外ではありません。

法制度の改正を活かすなど「農」を支える取組により、農地の減少や遊休化に歯止めをかけ、担い手を確保することが課題です。

意欲ある農業者への貸借などによる農地としての継続活用とともに、新規就農者に加えて、体験農業などを入口とした多様な担い手の確保に向けた取組が求められています。

③ 「農」の魅力を伝え広める

自然との触れ合いや育てる喜びなど体験型の「農」への関心が、コロナ禍を契機に高まりました。

こうした市民の関心やニーズを的確にとらえ、「農」のある豊かな暮らしやライフスタイルを広く提供していくことが課題です。

子育て世代に人気の本市にあって、子供への関わりや日々の食事・暮らし方、休日の過ごし方など、「農」の側から積極的に提案していくことが求められています。

④ 連携・協力の輪の拡大

地域で集まり、生産技術の向上やまちづくりに積極的に取り組んでいる農業者の方々がいます。

こうした取組をさらに広げ、農業者同士はもとより、異業種や異分野の人たちとの連携・協力関係を形成しながら、農業を持続し発展させることが課題です。

農業者が抱える課題等を個々別々に乗り越えるのではなく、地域やまちづくりの共通の課題として捉えるなかで、連携・協力し支え合う輪を広げていくことが求められています。

第3章 将来像・施策の体系

1 目標とする将来像

農が誇れるまち 川口

～農による魅力ある豊かな暮らしの実現～

本市では、江戸時代から始まったと伝えられる植木や生け花の花材として使われる枝物・花などの花き、そして、様々な種類の野菜・果樹が市の北部を中心に生産されています。

本市で行う農業は、消費地に近いという大きなメリットがあります。一方で、農地にかかる税負担の大きさや農業者の高齢化、都市化に伴う営農環境の悪化など、農業を継続していくには大変厳しい現実があります。

そのような環境の中で、本市の農業者は代々続く農地・農業を守ろうと日々取り組んでいます。

農地・農業は、農産物を供給するだけでなく、良好な景観の形成、環境の保全、学習や交流の場の提供など、暮らしを豊かにする多様な機能を担っており、本市にとっても貴重な財産です。その財産を守っていくためには、市民、事業者や関係機関が川口の農を理解し、農業者とともに支えていく必要があります。

この貴重な財産を後世に残していくため、「農が誇れるまち 川口」を引き続き将来像に掲げ、農業者、市民、事業者、関係機関の相互理解のもと、川口で生み出される農が地域・市民の誇りとなるよう取り組んでいきます。

また、副題として掲げた「農による魅力ある豊かな暮らしの実現」に込めた3つのキーワード「魅力」「豊か」「暮らし」には、次のような想いが込められています。

魅力

農業者が元気になり、農業が活性化することで、まちづくりに活力をもたらす「魅力」溢れる都市農業の振興を目指します。

豊か

農地と住宅地、農業と環境保全、農業と商業など多様性を尊重しつつ共生する「豊かさ」溢れる都市農業の振興を目指します。

暮らし

「農」を通じた交流により、「農ある暮らし」を彩る都市農業の振興を目指します。

2 4つの基本方針

目標とする将来像を実現するための基本方針を以下に示します。

4つの基本方針は、課題に対応し、農業振興により解決する方向を示すものです。



基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

本市農業の基幹となる緑化産業は、江戸時代からの伝統と独自の仕立て技術により、現在の地位を築いてきました。将来にわたり持続可能な都市農業の実現に向けて、担い手の確保・育成とともに、農業者が稼げる農業を目指し、本市農業のPRに加え、販路の拡大などにより農業経営の安定と向上を図ります。



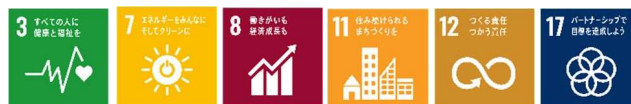
基本方針Ⅱ 次世代につなぐ、持続的な農地の保全と活用

本市の農地は、農産物を供給する機能をはじめ、良好な景観の形成、交流機会の創出、環境保全、防災など、多様な機能を有しており、貴重な財産です。次世代にわたって農地を保全するため、農業者をはじめ、市民全体が農地の多様な機能や保全の必要性についての共通の認識のもと、多様な担い手の確保等により農地面積の減少を抑制し、農地の計画的な保全と活用を目指します。



基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る

市民にとって、市内産の緑や花、農産物の購入や農農業体験への関心は高く、身近に農に親しめる機能が求められています。また、市民が、見て、触れて、育て、食べるなどの体験や教育を通じて、農の豊かさに触れ、「農ある暮らし」を楽しむことは、本市の農地や農業者への理解向上にもつながります。より多くの市民が「農ある暮らし」を実感できるよう、市民の生活や健康にも貢献するプログラムや仕組みづくりを目指します。



基本方針Ⅳ 多様な連携による新たな価値の創出

農業者が異業種や異分野と連携することは、持続的な農地の保全・活用に加えて、新しい価値創出、本市や社会が抱える課題の解決に結びつく可能性があります。農業者、市民、事業者などの関係者が集まり情報共有やマッチングの創出を行うとともに、地域が一体となり、お互いが支え合う関係性の構築を図り、川口農業の魅力を活かした新たな価値創出を目指します。

3 基本施策について

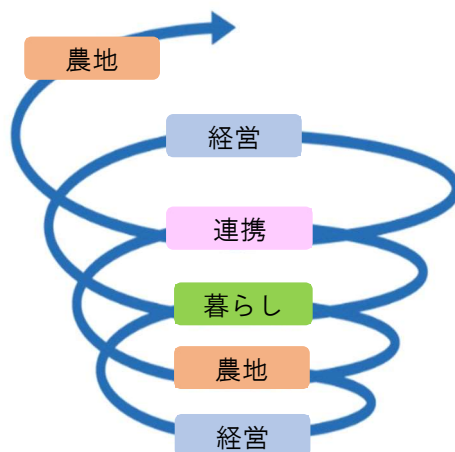
基本方針に関する〈対象・視点〉を明確にし、これらの視点で基本施策が対象とするコトやモノ、施策を設定する際の切り口や視点を示します。

基本施策は、バラバラに進めていくのではなく、相互に補完・連携しあう関係です。施策どうしの良い循環を促し、スパイラルアップしながら、将来像の実現を目指します。こうした施策の実現過程を通じて、「農ある暮らし」の提案や川口への愛着の醸成を図ります。

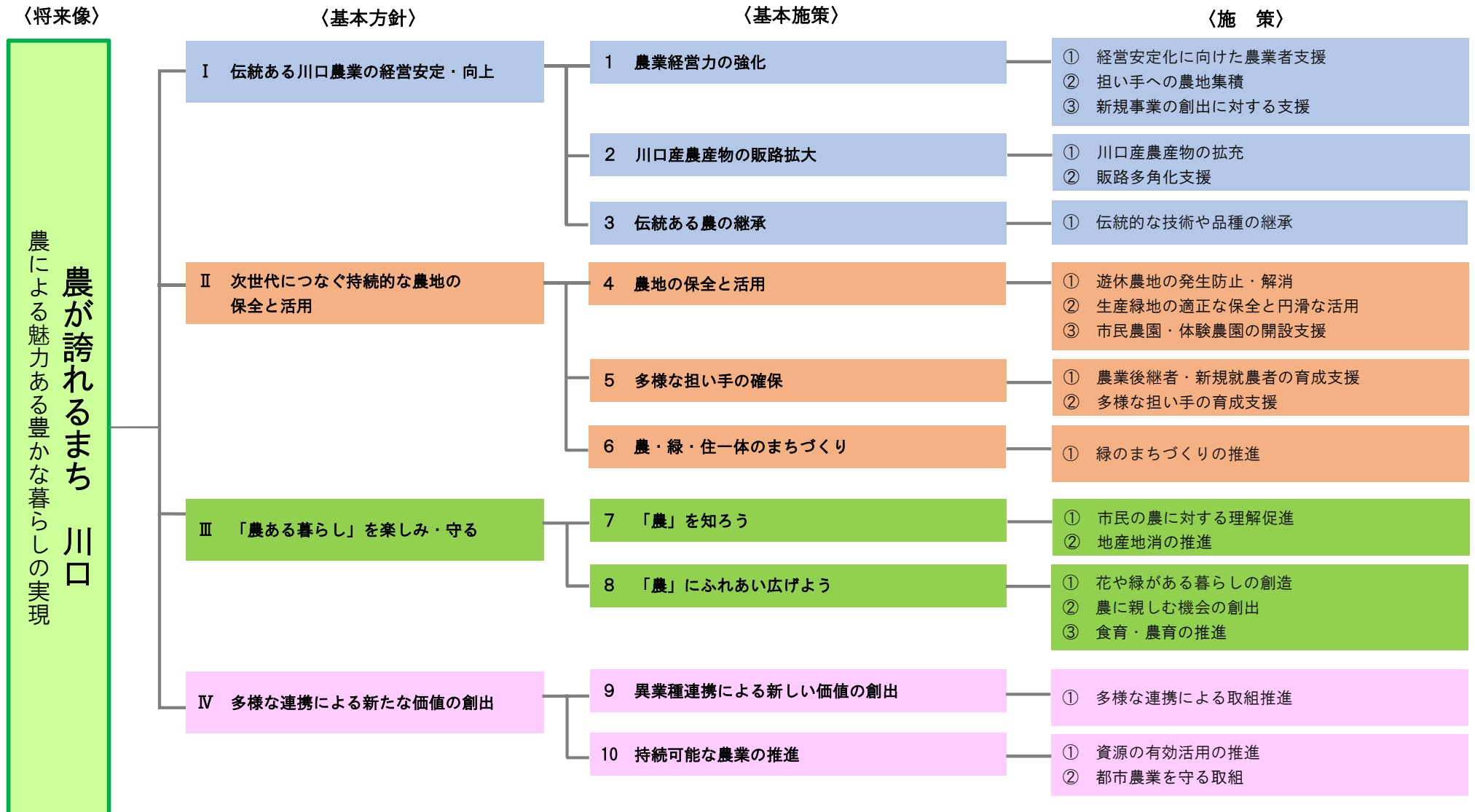
基本方針・対象視点・基本施策の関係

〈基本方針〉	〈対象・視点〉	〈基本施策〉
I 伝統ある川口農業の 経営安定・向上	経営・販路等	1 農業経営力の強化 2 川口産農産物の販路拡大 3 伝統ある農の継承
II 次世代につなぐ持続的な 農地の保全と活用	農地・担い手	4 農地の保全と活用 5 多様な担い手の確保 6 農・緑・住一体のまちづくり
III 「農ある暮らし」を 楽しみ・守る	暮らし・共感	7 「農」を知ろう 8 「農」にふれあい広げよう
IV 多様な連携による 新たな価値の創出	連携・多様性	9 異業種連携による新しい価値 の創出 10 持続可能な農業の推進

基本方針・対象視点・基本施策のスパイラルアップ



4 施策の体系



第4章 施策の展開

1 基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

基本施策 1	農業経営力の強化 経営の安定化に係る支援、担い手への農地集積の促進、新規事業の創出に向けた支援等を実施し、農業経営力の強化を図ります。
-----------	---

施策 ①	経営安定化に向けた農業者支援
---------	----------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 認定農業者の支援	農政課
[2] 各種補助事業・金融制度の活用	農政課
[3] 家族経営協定の推進	農政課

施策 ②	担い手への農地集積 重点
---------	---

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 地域計画策定事業 【新規】	農政課
[2] 農地バンクの活用	農政課・農業委員会

施策 ③	新規事業の創出に対する支援
---------	---------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 特産農産物の創出支援 【新規】	農政課
[2] マーケットニーズの把握支援 【新規】	農政課

基本施策 2	<p>川口産農産物の販路拡大</p> <p>農業経営の安定・向上の一環として、新たな顧客やニーズの開拓により、農産物の販路拡大、川口農業ブランド認定品の拡充を図ります。</p>
-----------	---

施策 ①	川口産農産物の拡充	重点
---------	-----------	----

<施策を構成する主な事業・取組>

主担当課（関係課）

[1] 川口農業ブランド協議会の支援	農政課
[2] 新品種の導入奨励	農政課

施策 ②	販路多角化支援
---------	----------------

<施策を構成する主な事業・取組>

主担当課（関係課）

[1] 農業振興事業計画認定制度の活用	農政課
[2] 輸出入対策の支援	農政課
[3] 販路拡大に向けたマッチング支援 【新規】	農政課

基本施策 3	<p>伝統ある農の継承</p> <p>植木をはじめとした本市の農業が有する伝統的な技術や技能、品種等を守り活用していくことを通じて、伝統ある農を継承します。</p>
-----------	---

施策 ①	伝統的な技術や品種の継承
---------	---------------------

<施策を構成する主な事業・取組>

主担当課（関係課）

[1] 共進会開催支援	農政課
[2] 技術研修の開催支援	農政課
[3] 特産農業の推奨	農政課

2 基本方針Ⅱ 次世代につなぐ、持続的な農地の保全と活用

基本施策 4	農地の保全と活用 農業生産の基盤である農地を保全し活用するために、遊休農地の発生防止・解消、生産緑地の保全や市民農園・体験農園の開設支援に取り組みます。
-------------------	--

施策 ①	遊休農地の発生防止・解消
-----------------	---------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 農地パトロールの実施	農政課
[2] 農地バンクの活用（再掲）	農政課
[3] 農地利用意向調査の実施	農政課

施策 ②	生産緑地の適正な保全と円滑な活用
-----------------	-------------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 生産緑地の維持・保全・活用促進	農政課・みどり課
---------------------	----------

施策 ③	市民農園・体験農園の開設支援	重点
-----------------	-----------------------	-----------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 市民農園開設・運営支援	農政課
-----------------	-----

基本施策 5	多様な担い手の確保 担い手の確保に向けて、後継者・新規就農者の育成支援を行うとともに、農業者以外の多様な担い手の参入を支援します。
------------------	---

施策 ①	農業後継者・新規就農者の育成支援	重点
---------	-------------------------	-----------

＜施策を構成する主な事業・取組＞		主担当課（関係課）
[1] 担い手育成塾の開催		農政課
[2] 各種補助事業・金融制度の活用（再掲）		農政課
[3] 農業者団体が実施する取組への支援		農政課

施策 ②	多様な担い手の育成支援	
＜施策を構成する主な事業・取組＞		主担当課（関係課）
[1] 農業者以外の農業参入の推進 【新規】		農政課

基本施策 6	農・緑・住一体のまちづくり 農・緑といった地域資源を活かし、住環境と自然が調和したまちづくりに取り組みます。
------------------	--

施策 ①	緑のまちづくりの推進
---------	-------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞		主担当課（関係課）
[1] 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）		農政課
[2] 緑化の推進		みどり課
[3] 農・緑を活かしたまちづくり		都市計画課
[4] 優良田園住宅制度等の活用		住宅政策課

3 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る

基本施策 7	「農」を知ろう イベント・マルシェの開催や地産地消の推進により、市民の農への理解醸成を図ります。
------------------	--

施策 ①	市民の農に対する理解促進
----------------	---------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 農業関連イベントの実施・支援	農政課
[2] 農に関する情報発信	農政課
[3] 市民の理解醸成への取組支援 【新規】	農政課

施策 ②	地産地消の推進
----------------	----------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 市役所マルシェの開催	農政課
[2] 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）	農政課
[3] 給食への地場農産物の利用促進	学校保健課

基本施策 8	「農」にふれあい広げよう 「花や緑」「農」にふれあい親しむ機会を広げ「農ある暮らし」を多くの市民が楽しめるよう、体験農業、園芸や食育・農育などの学びの場を提供します。
------------------	---

施策 ①	花や緑がある暮らしの創造
----------------	---------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 園芸講習会の開催・支援	農政課・グリーンセンター
[2] 花や緑に親しむ拠点の整備	農政課・グリーンセンター 赤山歴史自然公園整備室

施策 ②	農に親しむ機会の創出
---------	------------

<施策を構成する主な事業・取組>

主担当課（関係課）

[1] 市民農園開設・運営支援（再掲）	農政課
[2] 農業体験事業の実施	農政課

施策 ③	食育・農育の推進	重点
---------	----------	----

<施策を構成する主な事業・取組>

主担当課（関係課）

[1] 農の体験活動の推進	農政課・指導課・保育運営課
[2] 給食への地場農産物の利用促進（再掲）	学校保健課

4 基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

基本施策 9	異業種連携による新しい価値の創出 川口農業の新しい価値の創出に向け、商工分野、福祉分野などとの連携を促進します。
------------------	--

施策 ①	多様な連携による取組推進
----------------	---------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 農・商・工連携の支援 【新規】	農政課・産業振興課
[2] 福祉分野との連携支援 【新規】	農政課・障害福祉課

基本施策 10	持続可能な農業の推進 持続可能な農業を目指し、温室効果ガスの排出抑制など環境問題に対応した農業を推進します。
-------------------	--

施策 ①	資源の有効活用の推進
----------------	-------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 脱炭素に対応した農業資材等の導入推進 【新規】	農政課
[2] 木質バイオマスの促進	資源循環課

施策 ②	都市農業を守る取組
----------------	------------------

＜施策を構成する主な事業・取組＞

主担当課（関係課）

[1] 農地・農業関連法制度、税制度の見直しについての働きかけ	農政課
---------------------------------	-----

第5章 計画の実現に向けて

1 計画推進の方針

計画を推進していくためには、行政だけでなく、農業者やさいたま農業協同組合はもとより、広く市民や事業者、団体などが連携・協力しながら、計画を推進していくことが求められています。

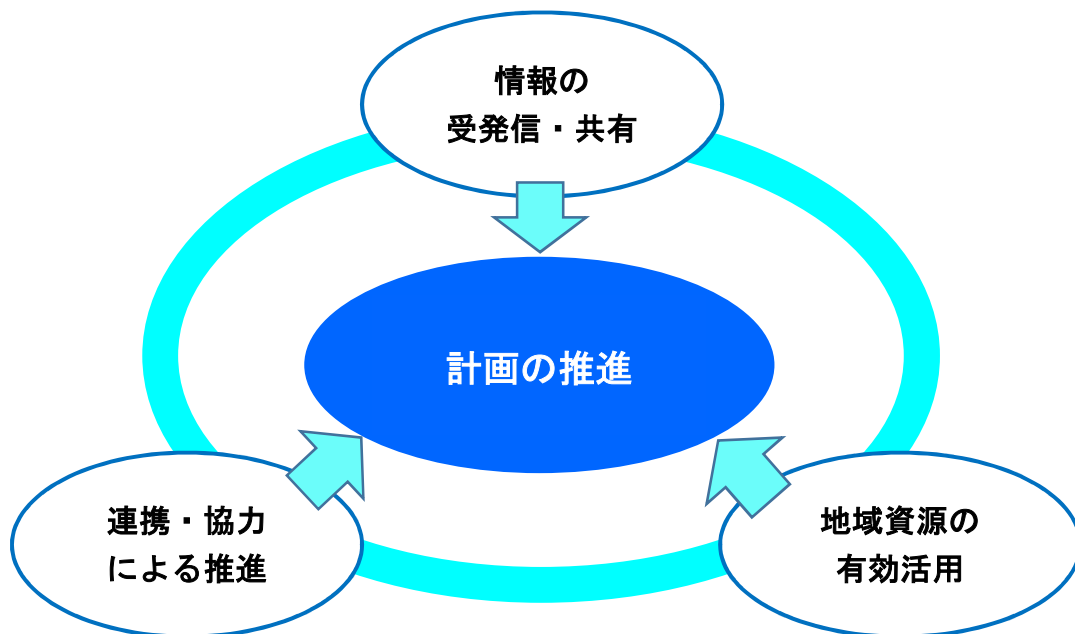
本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために、次の3つを計画の推進に向けた方針として定めます。

【計画の推進に向けた方針】

- (1) 情報の受発信・共有
- (2) 地域資源の有効活用
- (3) 連携・協力による推進

これら3つの推進に向けた方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたって目指す方向性を示しています。

施策が、何をするか（WHAT）を示しているとするれば、推進に向けた方針は、どのようにするか（HOW）を表しています。これら3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



(1) 情報の受発信・共有

必要な情報の受発信や共有を通じて、農業や農地に親しむ環境を形成し、市民・農業者・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

① 情報の受発信

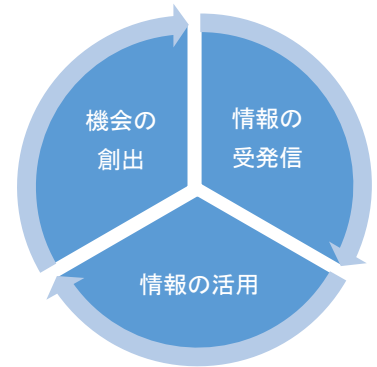
地元農産物や「農」に関する各種取組等、情報の受発信力を高め、伝達方法も含めて、適切な情報共有の推進を図ります。

② 情報の活用

地域や行政等の情報を有効に活用することで、出会いや交流のきっかけや取組の広がりへとつなげていきます。

③ 機会の創出

情報の受発信や活用により生み出されたきっかけを育みながら、川口の農業を振興していく機会を培っていきます。



(2) 地域資源の有効活用

市内のさまざまな地域資源を有効に活用することで、「農」をつうじた生産・流通・消費・食をとおして、川口らしい風景や文化、豊かな暮らしを形成する方向で進めていきます。

① 地域資源の再発見

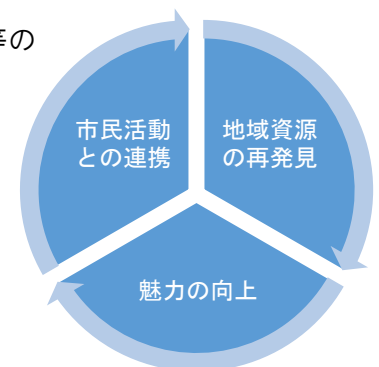
さまざまな取組を通じて、多角的な視点から「ヒト・モノ・コト」等の多様な地域資源を掘り起こしていきます。

② 魅力の向上

市内各地の身近な「農」と触れ合いながら、地域資源を知り、体験し、味わうことで、川口の魅力を広げていきます。

③ 市民活動との連携

市民によるさまざまな活動と連携しながら、農業振興の取組を進めていくことで、施策の成果や波及効果を高めていきます。



(3) 連携・協力による推進

農業振興に向けた取組を、世代や地域、市民や行政、分野や組織といった垣根を越え、人と人の信頼関係などの連携・協力関係を形成していくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

① 日常的な交流

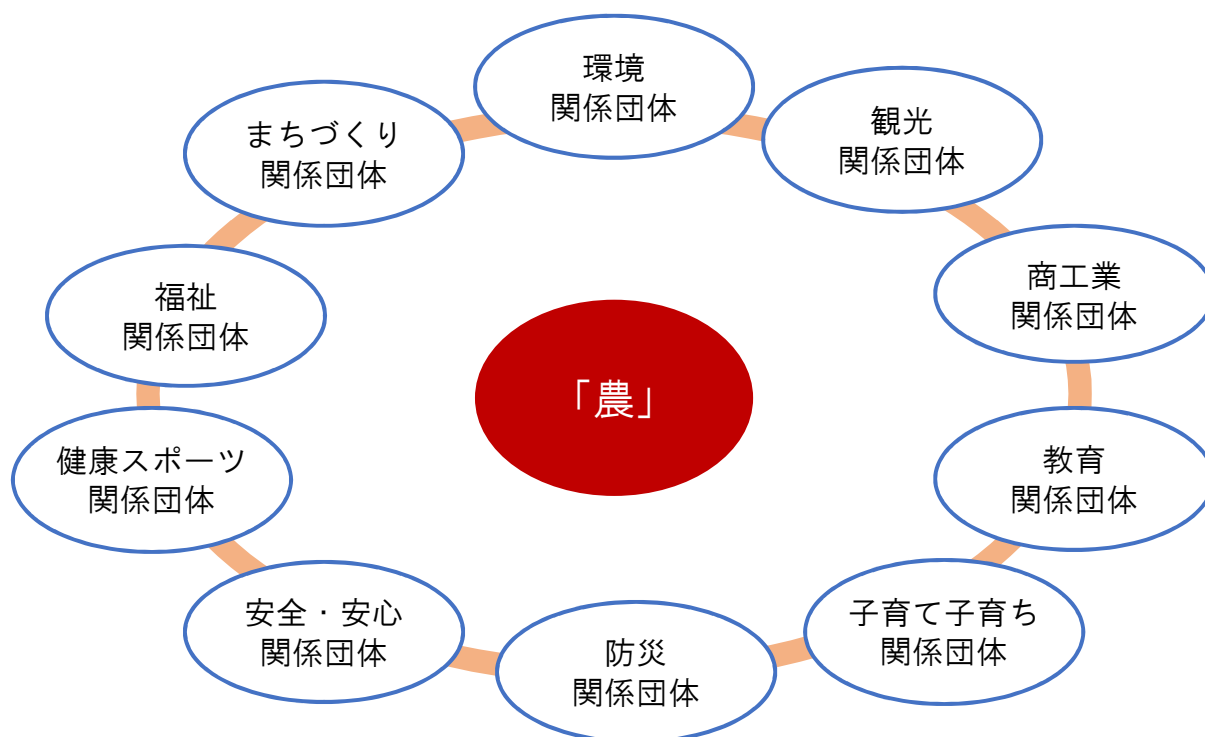
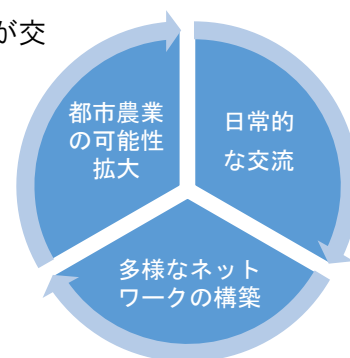
農業者や関係者だけで進めるのではなく、出会ったことのない人たちが交流する機会や場をつくりながら進めていきます。

② 多様なネットワークの構築

多様なネットワークを重層的に築くことにより、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応しつつ、着実に推進していきます。

③ 都市農業の可能性の拡大

さまざまな人や団体等との関係づくりを意識的に進めていくことで、都市農業の可能性を広げていきます。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理の体制

本計画を進行管理していくために、農政課を中心に実施状況を点検・評価し、市内緑化団体などの関係団体やさいたま農業協同組合、埼玉県とも連携しつつ、課題解決に向けた検討を行います。

(2) 進行管理の進め方

事業の実施状況の点検・評価を定期的に行い、その結果をふまえながら、川口市の財政状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正といった外部要因等も反映させつつ、以降の事業展開を検討していきます。

こうした進め方により、総合計画・実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上する仕組みへと改善する方向で進行管理を進めていきます。